

Gallery AaMo 利用規定

第1条（利用契約の成立時期）

「Gallery AaMo」（以下「ギャラリー」という）の利用契約（以下「本契約」という）は、利用者が「Gallery AaMo 利用申込書」を株式会社東京ドーム（以下「会社」という）に提出し、会社がこれを異議なく受領した時に成立する。

第2条（暴力団等の排除）

会社は、暴力団その他の反社会的勢力の排除を営業方針とし、下記に定める者に対し、「ギャラリー」の利用を認めない。

- 1 暴力団対策法に定める指定暴力団および指定暴力団員。
- 2 反社会的勢力および反社会的勢力構成員。
- 3 暴力団その他反社会的勢力であることを誇示したり、これらを援助・助長する行為を行うと明らかに認められる者。
- 4 上記3項に該当する者と関係していることが客観的に認められる者。

第3条（利用の制限）

会社は、利用者および催事の内容等が下記のいずれかに該当すると判断した場合、「ギャラリー」の利用を認めない。

- 1 公序良俗に反するおそれがあると認められるとき。
- 2 会社の信用を毀損するおそれがあると認められるとき。
- 3 会社の営業方針に反するおそれがあると認められるとき。
- 4 法令や社会的な道徳または倫理に反するおそれがあると認められるとき。
- 5 喧騒が予想され、場内外の秩序を乱し、事故のおそれがあると認められるとき。
- 6 施設・設備等を損傷するおそれがあると認められるとき。
- 7 会社もしくは利用者と第三者との間に紛争を生じ、またはそのおそれがあると認められるとき。
- 8 その他、会社が不適當であると認めたとき。

第4条（利用施設）

- (1)利用者が各種の催事のために利用することができる「ギャラリー」内の施設は、展示エリア、ホワイエ、主催者控室、音響調整室、トイレ、駐車場（5台まで）の全部または一部に限るものとする。
- (2)利用者は、「ギャラリー」の一部を利用しない場合においても、利用料の減額を請求することができない。

- (3)利用者は、会社の承諾を得て、「ギャラリー」に付帯する設備を使用することができる。
なお、この場合の使用料その他の使用条件等については第8条の定めに従うものとする。
- (4)「ギャラリー」および利用者が利用する付帯施設を総称して、利用施設という。

第5条(利用期間及び利用料)

- (1)利用期間とは、利用者が「ギャラリー」において催事の準備を開始する時刻から催事の終了後原状回復作業を完了して当該「ギャラリー」から退出する時刻までの期間をいう。
- (2)利用料は、基本料金と特別料金の合計額とする。
- (3)基本料金とは、催事開催日当日における1日当たり午前9時から午後9時までの間の料金をいい、特別料金とは基本料金以外の料金(但し時間外特別料金と準備撤去日特別料金に区分する)をいうものとし、いずれも会社が別途定める。

第6条(基本利用料金の支払い方法)

利用者は、所定の基本利用料金を会社が指定する方法に従って会社に支払う。

- 1 本契約が利用開始日より6ヶ月以上前の日に成立したときは、基本利用料金のうち、契約成立の月の末までに30%、利用開始日の3ヶ月前までに30%、1ヶ月前までに40%。
- 2 本契約が利用開始日より1ヶ月以上6ヶ月未満前の日に成立したときは、基本利用料金のうち、契約成立の日から2週間以内に60%、利用開始日の1ヶ月前までに40%。
- 3 本契約が利用開始日より1ヶ月未満前の日に成立したときは、契約成立の日の翌日までに基本利用料金の全額。

第7条(利用者が解約を申し入れた場合の措置)

- (1) 本契約は、利用者より解約の申し入れがあった時に当然に終了する。この場合、会社は違約金として消費税相当額を含めて、基本利用料金合計の全部または一部を下記の区分に従い当然に取得し、このほか会社が被った損害を利用者に対し請求することができる
- 1 利用開始日より6ヶ月以上前の日に契約が終了したときは30%。
- 2 利用開始日より1ヶ月以上6ヶ月未満前の日に契約が終了したときは60%。
- 3 利用開始日より1ヶ月未満前の日に契約が終了したときは全額。
- 4 利用期間中に契約が終了したときは全額。
- (2) 前項によって契約が終了したときは、会社は、既受領の利用料金から違約金の額を差引いた額を契約終了の日から2週間以内に利用者へ返還する。万一、既受領の利用料が違約金の額に満たないときは、利用者は、その不足額を同期間内に会社に支払う。

第8条(付帯設備の使用及びその利用料等)

利用者が、「ギャラリー」に設置された会社所有の付帯施設の使用を希望するときは、利用開始日の14日前までにその詳細を会社所定の書面にて会社に申し込む。この場合、使用する付帯設備は会社が指定し、利用者は、使用方法、使用時間、利用料金及びその支払方法、支払期日その他に関して全て会社の定めに従う。

第9条（諸官庁への届出）

- (1) 利用者は「ギャラリー」を利用するに当たって、法令に定められた事項を所轄の諸官庁に届け出を行い、諸官庁の指示に従う。この場合、利用者は、常に届出内容について事前に会社の承諾を受け、かつ、諸官庁から受けた指示の内容を直ちに会社に通知する。
- (2) 万が一、届出不備のため開催できなくなった場合、会社はその責任を負わない。

第10条（催事の運営・制作・警備）

- (1) 利用者は催事概要や諸設備の設置等、催事に関わる資料を事前に会社に届け出、会社の承諾を得る。
- (2) 利用者は、常に善良な管理者の注意をもって利用場所を使用し、来場者、関係者に人身事故、その他一切の迷惑を及ぼさないように常に万全の配慮を講じ、全て自らの責任と費用にて、催事の運営・警備、諸設備の設置・工事等を行う。但し、会社が指定する一部業務は、会社指定の業者に委託し、それ以外の業者に当該業務を委託してはならない。
- (3) 利用者は、運営・制作・警備に関して、会社の指示する方法に従い、別紙に定める利用確認書を遵守する。

第11条（その他会社の承諾を要する事項）

利用者は催事開催に伴い、以下を希望する場合は、事前にその詳細を会社に届け出、会社の承諾を得る。

- 1 チラシ、その他の宣伝物、物品の配布
- 2 物品の販売
- 3 広告または看板等の掲示
- 4 撮影・録音および放映・放送等
- 5 会社の所持するロゴや画像の使用

第12条(医師または看護師の派遣)

- (1)利用者は、必要に応じて、利用期間中の緊急医療行為に当たらせるために、医師または看護師を展示場内に派遣することができる。但し、利用者はその旨を会社に報告し、派遣に要する費用は全て利用者の負担とする。

(2)会社は、事由の如何に拘わらず、自ら医師または看護師のいずれも派遣することを要しない。

第13条（催事終了後の措置）

- (1) 利用者は、催事終了後、全て利用者の費用にて利用施設に搬入した利用者の設備を搬出し、且つ、利用施設を清掃して原状に回復し、会社の確認を得たのち、利用期間満了の時までに同所から退出する。
- (2) 前項の原状回復作業は全て会社指定の業者が行い、利用者は、独自に作業を行いまは他の業者に作業を行わせることができない。
- (3) 利用者が利用期間満了の時までに原状回復を完了しなかった時は、利用者は、会社に対し、原状回復完了の時までの超過時間につき時間外利用料金を支払う。

第14条（催事後精算）

付帯設備利用料、時間外利用料金、その他発生した料金については、原則として催事終了後の精算とし、利用者は指定された期日までに会社に支払う。

第15条（騒音規制等）

利用者は、「ギャラリー」を利用するにあたり騒音規制に関する法令等及び会社の指示を遵守し、その他周辺環境の維持に努めなければならない。

第16条（禁止事項）

利用者は、下記の行為をしてはならず、また、顧客その他第三者にこれらを行わせてはならない

1. 「ギャラリー」及びその周辺に危険物を持ち込むこと
2. 暴力団その他反社会的団体ならびにその構成員及び関係者を「ギャラリー」に入場させること
3. 会社指定の場所以外の場所で喫煙すること
4. ゴミを投棄するなど、施設内を不衛生な状態にすること
5. 騒音、振動、異臭を発生するなど近隣の迷惑となる行為をすること
6. 床・壁・天井、器具その他「ギャラリー」及び備品の一切に対し、落書き、損傷及び破壊等これらを汚損する行為をすること
7. 暴力行為、無謀行為など自己及び他人に危険を生じさせる行為をすること
8. 過度に照明を暗くし、もしくは過剰な音量を発生するなど心身の健康状態に支障を来す演出、または賭博もしくは富くじの販売など社会通念を逸脱する企画を行うこと。
9. 「ギャラリー」及びその周辺において、会社の顧客及びその他の第三者に迷惑を及ぼす行為

- 1 0. 自転車、バイク、自動車等を路上駐車すること
- 1 1. 別途会社が定める人員数を超える顧客の動員、及び会社が定める重量を超える機械設備等の設置。
- 1 2. その他、会社が「ギャラリー」の諸設備の維持または保全のために禁止した事項。

第17条（立入権・施設管理権）

- (1) 会社は「ギャラリー」の維持、保安および管理等のために必要と認めるときは、利用期間内にいつでも「ギャラリー」の適宜の場所に立入り、必要な措置を講ずることができる。この場合、利用者は、会社が講ずる措置に必要な協力をしなければならない。
- (2) 利用者または来場者その他第三者が前条、及び利用確認書の定めに違反し、もしくは会社の担当者に従わない場合、会社はこの者を「ギャラリー」から退場させることができる。

第18条（損害賠償責任・免責）

- (1) 利用者、その従業員、利用日の来場者、その他の関係者が「ギャラリー」を利用するに際して諸施設を汚損または毀損、備品等を紛失したときは、利用者は、会社に対し、原状回復のための費用その他これによって会社が被った損害を賠償する。
- (2) 釘その他身体に危険を及ぼすおそれのあるものの残置など、原状回復に問題（隠れた問題を含む）があり、これにより会社その他の第三者が損害を被った場合は、利用者はその損害を賠償しなければならない。
- (3) 利用者が予定された利用時間満了の時までに原状回復を完了できず、会社その他の第三者が被害を被った場合は、利用者はその損害を賠償しなければならない。
- (4) 利用者および来場者その他第三者は、「ギャラリー」においても、自己の身体および財産について自らの責任でこれを管理し、会社は、「ギャラリー」での盗難、紛失、障害等の損失に対して一切責任を負わず、利用者はこれに異議を述べない。
- (5) 利用期間中に来場者その他の第三者に人身事故その他の損害が生じたときは、「ギャラリー」の施設上の問題に起因する場合を除き、利用者は、全て自らの責任と費用にて当該来場者らに対し、直接損害を賠償し、謝罪広告の掲載等会社の指示に従い信用回復のための措置をとり、会社に対し財産上の負担その他一切の迷惑を及ぼさない。
- (6) 前項の場合、会社が第三者より責任を追及され当該第三者に損害賠償を行ったときは、会社は、直ちに利用者に対し、損害賠償に要した費用の一切を請求できる。

第19条（契約の解除）

- (1) 利用者が本規定に違反した場合、および下記各号のいずれかに該当したときは、会社は、利用者に対し、何らの催告をすることなく直ちに本契約を解除することができる。この場合、解除を通知したときに本契約は当然に終了する。

- 1 第6条に定める期日までに利用料金を支払わないとき
 - 2 利用申込書に虚偽の記載、または不当に内容を変更したことが判明したとき。
 - 3 会社が事前に承諾した内容と異なる運営・制作を行ったとき。
 - 4 事由の如何にかかわらず、催事を中止したとき、または催事の続行が不可能になったとき。
 - 5 差押、仮差押、仮処分、強制執行もしくは競売の申立を受け、または公租公課の滞納処分を受けたとき。
 - 6 自ら振出した手形もしくは小切手の不渡処分を受け、または銀行取消処分を受けたとき。
 - 7 営業を廃止し、または解散したとき。
 - 8 営業停止処分を受け、または営業免許もしくは営業登録の取消処分を受けたとき。
 - 9 破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の申立を受け、または自らこれらの申立をしたとき。
 - 10 経営状態が悪化し、本契約を継続することが著しく困難であると客観的に認められたとき。
 - 11 その他本契約に定める利用者の義務または会社が指示した事項に著しく違反したとき。
- (2) 前項によって本契約が終了したとき、会社は、利用者に対し、既受領の利用料金を一切返還せず、利用料金総額の全部を取得し、このほか会社が被った損害の賠償を請求できる。この場合、万一、利用料金の一部の未払いがあるときは、利用者は、会社に対し、未払い額の全額を契約終了の日から3日以内に支払う。
- (3) 会社は、利用者に対し、日刊紙やホームページ等の媒体に謝罪広告を掲載するなどの措置を求めることができる。
- (4) すでに次回以降の利用契約がある場合にも、会社はこれを解除することができる。

第20条（非常時における対応）

- (1) 地震、火災その他の非常事態が生じた場合に対処するため、利用者は、非常口、消火設備、避難方法などを事前に確認するとともに、作業員等関係者に周知徹底しなければならない。
- (2) 地震、火災その他の非常事態が生じた場合には、利用者は会社の指示に従い、来場者の安全を第一に優先し、自らの費用と責任で対処しなければならない。

第21条（不可抗力等によって利用が不可能となった場合の措置）

- (1) 天災地変・テロ等の不可抗力、その他会社の責に帰すことができない事由によって、利用者が催事の目的に従って「ギャラリー」を利用できなくなったとき、本契約は当然に終了する。

- (2) 前項の場合、利用者は、未払いの基本利用料金の支払いを要さず、会社は、基本利用料金総額の30%を取得し、その残額をすみやかに利用者に返還する。但し、催事開催の成立（入場券の払戻しをしない等）以降において終了した場合、会社は、原則として基本利用料金総額の全部を取得する。
- (3) 第1項の場合、利用者は、会社に対し、損害賠償その他何らの請求をすることができず、万一、来場者その他の第三者との間に紛議が生じたときは、自らの責任と費用にてこれを処理解決し、会社に対し財産上の負担その他一切の迷惑を及ぼさない。

第22条（付保義務）

利用者は、催事開催に関連する万一の事故等による損害を補填するため、保険会社との間にイベント保険等の損害保険を締結しなければならない。

第23条（提出書類）

会社は、利用者に対し、会社案内、現在事項証明書、印鑑証明書等、会社が指定する書類の提出を求めることができ、利用者は、これに従わなければならない。

第24条（連帯保証人）

会社が利用者に連帯保証人を求めた場合、利用者は連帯保証人を立てなければならない。連帯保証人は、本契約に基づく利用者の全ての債務を保証し、会社に対し、利用者と連帯して履行の責に任ずる。

第25条（管轄裁判所）

本契約または本契約に関連して生ずる訴訟または調停は、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を専属的な管轄裁判所とする。

第26条（定めのない事項）

この規定に定めのない事項は、利用者が「ギャラリー」を健全な目的のために円滑に利用することを第一義として、誠意をもって協議のうえ円満に解決する。

予告なく変更する場合がありますので予めご了承願います。